

「地域開発」論序説

— いわゆる「社会開発」問題との関連で —

浜 崎 正 規

目 次

- 一 問題の提起
 - 二 「社会開発」要請の問題意識
 - 三 「社会開発」の世界的性格
 - 四 「工業化」のメカニズム分析
— ロストウの仮説 —
 - 五 「地域開発」論への視角
 - 六 一応の帰結
- 一 問題の提起

昨今、わが国において、いわゆる「社会開発」論議 (Social Development) が活発になってきた。⁽¹⁾一九六五年一月十一日、高橋企画庁長官が総理に報告した、いわゆる「社会開発基本構想」によると、「社会開発」の意義は次

のようになっている。(一)社会開発は経済成長の成果が真に国民福祉の向上に結びつき、安定と調和のとれた社会を実現するための必須の条件である。このため経済の成長と均衡をたもちつつ健康で文化的な生活基盤を整備する社会開発を推進しなければならない。(二)わが国経済は、ほぼ先進国の域に達しているが、成長の過程でまだ貧富の差がじゅうぶんに縮小されず、住宅、交通、公害など国民生活をとりまく社会的側面の立ち遅れが目立っている。これらが国民生活を圧迫しているので、これらを取り除き、社会的福祉を向上させることが大きな課題である、としている。

およそこの報告を検討してみた場合、つぎの二点が指摘できるのではなからうか。すなわち、政府当局はまず第一に日本経済の進路として経済成長を認めながらも、その成長過程が他面において社会にいわゆる「ひずみ」を生じてきたし、また今後もし生じてゆくであろうという認識に立っている点。第二には、経済成長の成果が真に国民福祉の向上に結びつき、安定と調和のとれた社会を実現するためには、「社会開発」が必須の条件であるという認識に立たざるをえないという点である。さて、第二の認識はいうまでもなく戦略的な経済発展と社会改良との相互依存関係を強調するものであり、いわば「経済開発」と「社会開発」とは楯の両面であるというふうにも両者の密接不可分の関係に着目しているのである。政府当局のリポートの中に、このような現実の経済・社会に関する認識視点をみいだすのであるが、実は、それらの視点なり、発想法なりも、わが国の急速な経済成長過程の反省を通じてみた場合、いまやその経済成長の「あい路」として「社会開発」問題がたちふさがってきているところに起因していることは周知の事実といわなければならないのである。

すでに一九六四年七月、総裁公選に当って池田前総理が、過去の高度成長政策を大企業中心の生産力増強、資

本蓄積優先の偏向をもたらしたことをいちおう認め、中小企業や農業など低生産性部門の近代化促進による格差是正や、これまで私的投資の不均衡が目立ってきていた社会投資、公共投資の充実、さらには一般的な社会福祉の補強に政策の基調をおきかえる姿勢をとってきたことが何よりもそのことを物語っている。いずれにしても、わが国において、政府当局が、「社会開発」それ自体、独自の価値と必要性を有するものであることを積極的に確認するという態度をとるにいたるまでには、政策論理的に相当の曲折が存していたことを指摘しなければならぬ。

そこで、この小論ではこれらの点に閑説しながら、今日いうところの「地域開発」(Regional Development)方式に対する反省としての「社会開発」の性格、その限界性等をめぐって考察し、ひいては、「地域開発」の現状と問題点を整理することによって、この問題に対する今後の分析視角を点検してみることにする。

(1) すでにわが国においては、伊藤善市氏の「地域開発と経済の安定」(『中山伊知郎博士還歴記念論文集 経済の安定と進歩』昭和三十三年東洋経済新報社刊に収録された論文)及び『国土開発の経済学』(昭和三十六年春秋社刊)、外国文献では Walter Isard, *Location and Space Economy*, Cambridge, Mass. 1966 等が基本的文献とされてきた。最近昭和三十九年) W・アイザードの邦訳『立地と空間経済』(木内信蔵監訳朝倉書店)も完成し、彼のいわゆる「地域科学」論が、わが国においてもますます検討されるにいたっている。最近出版された前田清『日本の社会開発』(春秋社、昭和三十三年十二月)、笹田友三郎『地域の科学』(紀伊国屋、昭和三十三年)加納治郎、内野達郎『社会資本の知識』(日本経済新聞社、昭和三十九年九月)もそれぞれ特色をもち、補充的文献といえよう。

また『自治研究』(良書普及会発行)の第四十卷十二号、第十三号および『都市問題』(東京市政調査会)の第五十五卷、第十二号は「社会開発」特集号として学界・官界からのリポートを収録している。

二 社会開発要請の問題意識

わが国において、「社会開発」の用語が公式的にはじめてつかわれたのは、一九六三年八月十七日、人口問題審議会の「地域開発に関し、人口問題の見地から特に留意すべき事項について」の意見書⁽¹⁾においてである。この意見書においては、地域開発が人口問題の見地からも重大な課題であるとされ、地域格差の是正と過密の是正という課題を達成するためには、人口移動の規模と速度を全面的に調整し、人口の適正な地域的再分配を促進することが必要であると指摘している。この意見書によれば、「経済開発とは工業を中心とする各種産業の経済的面の開発をいい、社会開発とは都市・農村・住宅・交通・保健・医療公衆衛生・環境衛生・社会福祉・教育などの社会的面での開発」をいい、「経済開発の直接の目的が生産及び所得の増大であるのに対し、社会開発は直接人間の能力と福祉の向上を図ろうとするものである」とされている。なお「社会開発はそれ自体独自の価値と必要性を有するものであるが、同時に経済開発を実施する条件を整備し、また、経済開発の結果発生する摩擦を除くこと等によって経済開発を有効、円滑にすすめる手段ともなる」とつけ加えているのである。

このように、わが国において「社会開発」の用語が公式の立場で使用されるにいたったのは人口問題についてのいわば厚生行政においてであるが、しかしその問題意識はすでに『昭和三十八年度経済白書』（一九六三年七月十六日）においてみいだすことができるのである。すなわち『白書』は「先進国への道」を副題にしながら、福祉面における発展の立ち遅れを指摘し、いわば高成長、高福祉の達成を先進国への目標としたのであった。また一九六三年十二月十九日、経済審議会は、『国民所得倍增計画中間検討報告』において、経済社会発展基盤の強

化として、国民生活や社会資本の現状を分析し、⁽²⁾「社会資本、社会保障および文教施策の充実等いわゆる社会的側面に対する施策を経済全体の効率向上の見地から見直すことが必要である。」また「これら社会的側面における改善は、元来国民生活の向上と福祉の増進に直結し、しかも公的な施策にまたなければ達成できないものであるため、……政府の役割にますます大きな期待がかけられている。」こうして、「いまや経済構造の近代化と社会発展のプログラムを有機的な関連の下に進めることが大きな課題になっている。」⁽³⁾と指摘していたのである。

ところで、そうした問題意識なり、用語なりが日程にのぼってこざるをえなくなった根底が思想的に高度経済成長政策次元と異なつた別の思考次元からであり、ある意味では前者の次元からの派生的誘導であつたことは、かくしえない事実である。あくまでも技術革新と人口革命の急激な進行とが同時に起り、産業の二重構造の上に展開される高度経済成長が、経済的にも社会的にも幾多の“ひずみ”や矛盾を生じ、「社会開発」と「経済開発」との不均衡が、先進国よりも、低開発国よりも、いっそう緊迫した形をもつて露呈するにいたつたところに論理的にその問題意識、ならびに用語のデメンジョンがあつたとみななければならない。そうしてまた、そのような不均衡発展が、現実的には地域格差という形で国民のハダを通じて意識にのぼしたことによるいわば国民経済の底辺からのつきあげを看過することはできない。すなわち具体的には工業誘致に狂奔した結果の公害問題にみられる如く、現実的には「地域開発」の進展が経済開発に偏向し、「社会開発」の不均衡が目立ってきたところにありといつても過言ではない。換言すれば、日本における「社会開発」計画の「経済開発」計画に対する適正な均衡の国民的要望は「地域開発」に関連して強調されるにいたつたといつてもよからう。

そのようにわが国における「社会開発」問題は、いわゆる経済外的諸要因が経済成長の積極的な阻止要因ない

しは消極的な停滞要因として作用すると思考される段階において、二極面的に意識の座に据えられてきたのである。ところでその二極面——一つの極面がいままでの論述から明らかであるように、政策手段としてのそれであることは明白であるが、しかし、政策手段という隠れミノの裏側には、いつてみれば「資本」の法則が貫いていくといわなければならない。すなわち、企業者の均衡はならん国民経済全体からみた均衡を同時に保証するとは限らない。すなわち「資本」の法則を貫くものは利潤原理であって、企業の合理性として顕現する。もとよりこの原理がわが国の場合、これまでの経済発展、経済開発の強力なエンジンとして十分に機能してきたことを認めねばならない。しかしその法則からすればわが国の地域経済が必然的に限界づけられるとともに、植民地型の開発方式が常に作用することを認めなければならないであろう。以上のような極面に対し、いま一つの極面は、国民の底辺からの意識を基盤とするものである。換言すれば、前者の「資本の論理」に対して「労働の論理」＝労働の側からの要求ないし抵抗という形をとってあらわれる極面である。その具体的な構想が「地域開発」の要請である。

ところでこの二極面が、常に統一的にしてしかも総合的な立場において問題になるのがいわゆる低開発国の開発計画の場合である。この問題にふれて、かつて私は次のように述べたのである。すなわち「多少とも『個』（個人）を越えた『全体』（社会）の方向をいうような問題（実は低開発国の開発問題はここから真剣に考えられねばならないのだが）を考えねばならない」ということになる。『個』に抵触することがおこりうるのである。『全体』（社会）の発展方向に無関係に『個』の合理性が語られるということは、『全体』の目的そのものには直接ふれないで、ただ『個』的な合目的作用のみを合理的と考えるからではないか。いわば『全体』の目的そのものの内容が

『個』の自由にまかされるといふ論理形式がそこにひそんでいるからである」⁽⁴⁾と。いわばこうした論理的思考系列がいまの場合にも適応するのではなからうか。すなわち高度経済成長のもとで、個別資本の合理性が貫徹する場合、「全体」としての国民の福祉の発展方向と——いまの場合、「地域開発」とおきかえてもよい——無関係に規定性を發揮してきているのである。いわば「全体」(社会の福祉)目的そのものに直接ふれることなく「個」(資本)の合目的性のみで展開してきたところに、今日のような耐えがたいほど地域格差の現状を露呈するにたつたとみるべきである。したがってもしいうところの「地域開発」が低開発地域にただ「資本」を導入するところが先決であると主張するならば、ちやうど低開発国の経済開発に資本と技術が不足するからといって、ただ資本と技術を投入しさえすれば先進国のような形で、自動的に経済効果を發揮すると主張するたぐいの全く無責任な論議といわなければならない。まさに資本と技術を導入する以前の問題として、外部経済の育成のごとき、それをうけ入れる側の開発、環境の整備なり、資本や労働市場の整備の問題が残されておるのである。さらにまた人間の問題(とくに教育)⁽⁵⁾も同時に進めなければならない。それがたとえJ・A・シュムペーター(Joseph Alois Schumpeter)がいうような指導労働であるにせよ、あるいは服従労働であるにせよ人間の問題こそは計画の成否をにぎるカギになるのである。⁽⁶⁾

このように考えることができるとするならば、いうところの「地域開発」は、本来的には資本の論理(普遍性)に対抗する国民的・住民的労働の論理(普遍性)を足場とした「社会開発」を基底とするものでなくてはならない。しかし現実の「社会開発」の要請が資本の側からの呼応に転々とするとともに、わが国の今日の問題が伏在しているのではなからうか。

- (1) 厚生省大臣官房企画室編『住民の生活と新産業都市—新産業都市関係道県社会開発セミナー報告書』昭和三十九年一六五—一七五頁所収。
- (2) 経済審議会『国民所得倍增計画中間検討報告書』四十一—四十八頁。
- (3) 経済審議会『同報告書』四十九—五十頁。
- (4) 拙稿「発展戦略の再検討」『立命館経済学』第十三卷・第一・二号七十九—八十頁 昭和三十九年六月。
- (5) J. A. Schumpeter, *Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung*, 1912, 2 Aufl. 1926, 中山伊知郎・東畑精一共訳『経済発展の理論』四十頁。
- (6) 各国の経済開発をめぐる人間能力の問題を実証的に調査研究したものととして左の文献をあげておこう。この文献は経済発展と人間能力開発の相関関係を見出すべく努力し、その相関値に基づき四つの発展段階類型を設定し、さらにその基盤の上に低開発国の経済開発達成の手段としての教育投資の政策立案の指針を設定しようとしたものである。Frederick Harbison and Charles A. Myers; *Education Manpower and Economic Growth—Strategies of Human Resource Development*, McGraw-Hill Book Co., 1964, (川田寿・桑田宗彦共訳『経済成長と人間能力の開発』ダイヤモンド社)「そうしてまた「経済協力開発機構」(OECD)が発足の当初、まず最初の着手として行った政策会議(経済成長と教育投資)」の報告書に *Policy Conference on Economic Growth and Investment in Education*, Published by OECD, 1962 (清水義弘監訳『低開発国の教育投資』)がある。この報告書はF・ハービソン(F. H. Harbison)・W・アーサー・ルイス(W. Arthur Lewis)・J・ヴェイジー(John Vaizey)・J・ティンバーゲン(Jan Tinbergen)等によって作成されたものであるが、この報告書の意図が次の点にあることは今後の低開発国の開発にとって示唆を与えたものである。すなわち低開発国の発展のカギが資本不足の問題にも増して、人的能力の一般的向上いかにあることを主題とし、人的資源開発の戦略、教育発展のための投資配分、教育供給上の主要問題にふれ、しかも十年後の教育の需要予測と教育計画を検討している点である。

三 「社会開発」の世界的性格

前節の検討で今日、わが国でいうところの「社会開発」の用語がそれなりにきわめて時代の問題性をはらんだ

概念であることが明白になってきた。ところでその時代の問題性は、世界的なひろがりを含むのである。その意味からも、いささか慣熟しきっていない「社会開発」用語の問題意識を世界的背景との関連でとらえておかなければならない。

ところでこの用語の概念が世界的にとりあげられるようになった直接の契機は一九六一年十二月十九日、国連総会における「開発十年」(Development Decade)の決議であるとみられる。およそ一九五二・三年ころから国連の経済社会理事會や社会委員會において、低開発国を主眼として、「地域社会の開発」(Community Development)から出発して、「社会開発」の問題がとりあげられてきたが、「経済開発」と「社会開発」との適正な均衡(balanced development)というところまで課題は発展し、右のような「開発十年」の決議となつてあらわれたのである。このようにわが国でいうところの「社会開発」の概念、あるいは「経済開発」と「均衡のとれた社会開発」(balanced development)の概念は、今日の世界の問題に対応し、それをふまえて登場してきた概念なのである。

多くの低開発国は、政治体制のいかんにかかわらず、「福祉国家」の建設をめざし、個人の社会的権利を尊重するとともに、国民福祉の向上のための社会、あるいは国の責任を確認する努力を傾けている。その努力の現実化は、新憲法の制定や改正憲法に如実に現われている。そこには義務教育、公衆衛生、労働者福祉(最低賃金制、組合権など)、母子福祉、老人福祉、社会福祉、社会保障、農地改革などを直接、間接に規定するまでにいたつて⁽¹⁾いる。そのことは、一九六四年ジュネーブで開催された「国連貿易開発會議」において、低開発国がいわゆる先進国に対して「今日の幻想は明日の現実である」ことを認識させ、プレビッシュ事務局長をして「いまや生活水

準の向上をのぞむ大衆の圧力は、これまでにはいほど強い。この願いが力強く政策のなかに織りこまれないかぎり、数年後には、この圧力は国内および世界の緊張を増大させる源となるだろう。この際決定的な役割をはたすのが国際協力である」⁽²⁾とまでいわしめるにいたっているのである。

それにしても、低開発国の国民福祉の向上のためには、経済開発による国富と所得の増大が必要であることはいうまでもない。しかしそのための経済理論がたとえ、 $R \cdot \text{ヌルクセ}$ ($R \cdot \text{Nurkse}$)⁽³⁾ 理論のように、低開発下の均衡成立の可能性をみいだすことにあるとしても、また $R \cdot \text{F} \cdot \text{ハロッド}$ ($R \cdot \text{F} \cdot \text{Harrod}$)⁽⁴⁾ 体系の如く、企業者均衡の生産成長率である適正成長率 (warranted rate of growth) と、人口、技術の基本条件の変化を許容する最大可能な生産の極大成長率、換言すれば国民経済的均衡成長を意味する自然成長率 (natural rate of growth) との間ギャップを指摘するにしても、裏がえせば富や所得の社会的分布の不均衡拡大を招来する論理であって、かならずしも真の国民福祉の向上をもたらずとは限らない。なぜならばそこにおいて資本の法則が貫くかぎり、全体からみた均衡を同時につねに保証するとは限らないからである。⁽⁵⁾ 伝統的な均衡概念は、資本ないしは物財中心にみた概念であって、交換均衡ないし流通均衡であり、すでに指摘した如く、資本の法則を貫く利潤原理が作用してやまない。ここにおいて、おのずから富や所得の社会的再分配、伝統的社会構造を近代化する社会改造の必要が問題意識にのぼってくるのである。しかもまた、植民地からの解放、政治体制の変革といったような重大な社会変動は、社会成層 (Social Stratification) や社会流動性 (Social Mobility) の変化として感得せられ、経済開発の外部にある社会開発の広範な領域を問題意識にのぼしてきたのである。そうしたことをかつて暗示した、ミューダールは、次のようにのべたのであった。すなわち『経済的要因』と『経済外的要因』の区別も……非論理的

で、したがって誤解を招くものとして廃棄さるべきものであろう。経済分析は、現実的であろうと欲するならば、すべてのかかわりある要因をとり扱わねばならないであろう。一般経済理論は社会理論となるべきであろう」と。それにしても、「経済的要因」と「経済外的要因」の両者を社会理論の上でいかに定型化してゆくののであるか。ここには困難な問題がかなり存するといわなければならない。たとえば住宅・環境衛生・公害といったようないわば労働にかかわる社会的要因の計量基準の確立はいかにして求められるか。角度を変えて疑問を呈すれば、経済的要因としての産業の一地域への確立は、結果的には他の経済外的要因に対してどのような地域変数効果を發揮するか計測はいかにしてなされるのか。いってみればこのようにミューダールの提案のヴィジョンには疑問が生じてくるのである。しかしながら開発計画策定に当って、いまやこれらの計量的実験的研究が望まれることはたしかといわなければならないのである。

(1) 国連の刊行した“*International Survey of Programmes of Social Development*,” 1955 p.p. 3~5

「社会開発」 「地域開発」に関する国連の刊行物は右のほか、次のようなものがある。

- “*United Nations Series on Community Organizations and Development*” (一九五三年以降刊行)
- “*International Definition and Measurement of Standards and Labels of Living*,” *Report of Comitee of experts*, 1954
- “*International Survey of programmes of Social Development*,” 1955
- “*Social Progress through Community Development*,” 1955
- “*Reports on Concepts and Principles of Community Development and Recommendation on further Practical Measures to be taken by International Organization*,” 1959
- “*Report on the World Social Situation*,” 1957
- “*Public Administration Aspects of Community Development Programmes*, *United Nations Technical Assistance Programme*,” 1959

“*Report on the World Social Situation, with special reference to the problem of balanced social and economic development, 1961* (厚生省大臣官房企画室訳『国際連合経済社会局編 世界の経済開発と社会開発』昭和三十九年)。

(2) プレビッシェニ報告『新しい貿易政策をもとめて』(外務省訳、国際日本協会発行 昭和三十九年)。

(3) R. Nurkse “*Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries*,” 1953 土屋六郎訳『後進諸国の資本形成』。

(4) R. F. Harrod, “*Towards a Dynamic Economics*,” 1949 高橋長太郎、鈴木諒一共訳『動態経済学序説』。

(5) 拙著『新訂近代経済学の方法と理論』二二九～二三〇頁参照。

(6) G・ミユルダールはかつて安定均衡という観念について、つぎのようにのべた。「安定均衡という観念は多くの場合、ある社会体制の変化を説明する理論を構成する場合に選ぶのは間違つた類推であるということが出来る。社会的現実に適した場合の安定均衡という仮定について間違つていることは、社会過程というものは——たとえ循環的な仕方でもその方向に向つて動くとしても——なんらかの意味において諸力の間の均衡の状態とよびうるような状況に向う方向にしたがうものであるというその観念である。このような観念の背後には、もうひとつのさらにいつそう基本的な仮定がある。それはひとつの変化はいつもきままつてその体系の中に、大体において最初の変化と反対の方向に動く変化の形態における反作用をひき起すということである」と。そうしてこのような観念に反対してミユルダールはつぎのように積極的に主張した。すなわち「正常の場合においては、社会体系における自動的自己安定化に向うそのような傾向はない、ということである。体系は、それ自体では諸力間のなんらかの種類の均衡に向つて動いているのではなく、むしろつねにそのような状況から乖離する動きをとっている。正常の場合においては、ある変化は平衡的な変化をひき起すのではなく、むしろ反対に、最初の変化と同じような方向に、しかし、さらにすすんで、体系を動かすような促進的な変化をひき起す。そのような循環的な因果関係のために、ある社会過程は累積的となり、またしばしば加速度的な度合で速度を速めるのである。この主張が彼のいわば社会現象一般を理解してゆくための理論的仮説としての「循環的・累積的因果関係の原理」(The Principle of Circular and Cumulative Causation) やさき。(Gunnar Myrdal; *Economic Theory and Under-Developed Regions*, 1957 p. p. 12～13 小原敏士訳『経済理論と低開発地域』十三～十四頁)

この原理を基底としたミユルダールの開発論の検討をなした拙稿「G・ミユルダールの低発展国開発論」(『立命館経済学』第七卷・第三号所版)の参照を乞ふ。

(7) G. Myrdal; *Ibid.*, p. p. 100~101 前掲邦訳書一二三頁。

四 工業化のメカニズム分析

——ロストウの仮説——

およそ、今日の低開発国が「自主的にそのまま継続的に」⁽¹⁾「経済離陸」⁽²⁾ (economic take-off) を行うためには、先進国の技術的・経済的協力が必要であることはいうまでもない。しかしその援助の基本目標が、かつてインドのクリシュナマチャリ氏がいったように、(一)輸出振興や原材料の供給源としての理由で、(二)現在の各国間の生活水準の差異が大であることを理由として、また(三)援助供与国の利益を引き合いに出すことによってであってはならないことはもはや世界の良識である。いずれにしる低開発国の経済開発が近代化ないしは工業化を志向する路線にある以上いわゆる「伝統的社会」⁽³⁾ (the traditional society) 構造の改善をはじめ「社会開発」の均衡ある実現を必要とするのである。それにしても低開発国が自存的成長にとって、工業化ないしは近代化がなぜ不可欠であるのか、ここでこの基本的問題をめぐって反省を試みておかなければならない。この反省は、後節で検討するわが国の「地域開発」問題の前提条件にもつながるのである。

さて、このような反省に対して、何らかの手がかりを与えたのは、ロストウの『工業化と経済成長』(W. W. Rostow, "Industrialization and Economic Growth" *Contributions and Communications of the First International Conference of Economic History*, 1960, p. p. 17-34) であろう。彼がこの論稿で展開した所論は、わが国において、矢口孝次郎教授によって詳細に紹介されておる⁽⁴⁾。そこでここでは教授の論文にしたがってロストウの工業化論を簡単に紹介し、前述の課題にアプローチしてみよう。

ロストウによれば「工業化は更に広い意味においては、直接間接の方法によって、伝統的社會が現実の近代的有機体に推転するについての、長期に亘る複雑な・相互作用的過程において、決定的な・それをクライマックスに達せしめたところの役割を演じたのである。」⁽⁵⁾「工業化とは、財貨並びにサービスの生産のために、科学及び技術を組織的に、規則的に漸進的に用いることである。」⁽⁶⁾そのような意味における工業化について、その技術上及び経済上の必要条件と特質とを次の五点をあげて説明する。(一)心理的(精神的) psychological な条件(企業家の出現)。(二)産業資本ないし産業資本家の存在(革新企業 Innovator)。(三)工業化の伝播性(連鎖反応作用)。(四)非工業的部門の拡大(農業における生産性革命・増大する輸入に対応できる輸出貿易の拡大・老大な社会的平均資本の存在)。(五)出生率低下現象↑旧来の宿命論的な将来観の変革↓新しい家族計算の形成、これらがロストウのあげる工業化のための必要条件および特質であるが、彼は「これらのものは、全体としてみる時は、工業化の過程についての・相互に結びついた五つの要素であって、それらの要素の有無が、伝統的経済と近代的経済との間の重要な技術的差異を決定するのである。また第一部でしめたような二つのモデルの伝統的社會に⁽⁸⁾それらの要素が導入された時始めて、そこに存する上限が排除されて自存的成長に向う途が拓かれることになるのである」と⁽⁹⁾。それならば、いったい近代化の始動はどのようなかたちをとってあらわれるか。まず問題の第一は、いかにして伝統的社會に新しい動的趨勢が生み出されたかという点である。それについてロストウは二つの系列の要因を考える。

(1) 先進的社會との接觸ないしその与える衝撃によって生み出される場合。これに三つの形がある。

(a) 実力による侵入の場合(多くの場合植民地支配を含む)。(b) 経済的典例が示される場合。(c) 觀念や技術の

交流というかたちをとる場合。

(2) 伝統的社会の内部における消極的事実⁽³⁾ negative facts によってそれが生み出される場合である。

このように大きくは二様の趨勢が生みだされ、始動が行われてもこれは工業化のメカニズムに関する第一の問題であつて近代の体制実現のためには、社会のあらゆるレベルにおいて深刻且つ積極的な一連の変化なしの
変革（評価体制の変革、社会的・政治的の力のバランスが農村から都市へ移向。政治権力の組織や移動についての新しい形式の
受容態勢。このような変革過程には当然のこととして阻止要因が抵抗・反抗として働くこと。したがつて変革が行なわれるため
には相当の時間を必要とすることが注目される）が行なわれなければならない。しかし変化なしは変革は無抵抗に
行なわれるものではない。いわば抗争過程が過渡的過程である。ではこの過程はロストウによってどのように理
解されているか。まず(i)近代化の自動的進行 automatic slide の行われる場合Ⅱ近代化過程の基底ないし下限
floor と称す。(ii)近代化推進のための諸要因が、現実にはその速度について常に種々の制約をうけ、一定の限界
に止められている場合Ⅲ近代化過程の上限 ceiling と称す。以上のように社会の近代化は下限と上限との限界内
で行なわれ、その推移の中に近代化過程の諸段階（それぞれの段階がそれぞれに應ずる中心問題をもつて）が認められ
ると考へる。そうしてこうした観点からみた近代化過程は次のような三段階に分けて考へることができるとい
う。第一段階は本質的に国際的関係の問題を中心におき、国内諸勢力の結合として現われる（目的とするところは国家
の独立である）。第二段階では、中心問題が国内的問題に移り、独立後の社会において、伝統的要素と近代化的要
素との何れが優位を占むべきかという問題をめぐつて展開。第三段階は、まさに第二段階において近代化的要素
が勝利を占めるに及んで進展する段階である。この段階での中心問題は、近代化の目的のためにいかなる政策を
とるべきかという方法の問題ないし戦術の問題に移る。⁽⁴⁾

以上、矢口教授の論稿を中心にして、ロストウのいわんとするいわば工業化を中心として考えられる社会の近代化のメカニズムの基本構想をあとづけてみた。その考え方なり理論的シエーマ自体にはそれなりにかんりの問題点をはらんでいるように思われる。しかし彼の前著 *The Stages of Economic Growth, 1960* が批判をふくめて多くの論議を学界に生んできているように、この構想がたしかに「近代化論への深い関心をもちつつ、工業化論を統一的に構成しようとした」⁽¹³⁾ものとして、しかもまた「現代的課題としての近代化論への一つの視角を提供したものとして、独自の意義を有する」⁽¹⁴⁾ものであることは認めながらも、今後十分検討なり批判なりを多分になしうる余地をのこしているように思われる。

ところでこのようにロストウの工業化論の理論的シエーマに接近してゆく過程で、われわれはつぎのことを理解するとともに、確認することができたといえよう。すなわち工業化ないしは近代化の過程は下限と上限との限界内であれ、三つの段階が「仮設的」に設定される。そうしていずれの段階においても、社会は常に次々と生ずる新しい問題に直面し、それを克服して前進しなければならぬ、といういわば相剋と順応をめぐる論理が働くという点である。すなわち工業化は伝統的社会においては、一つの誘導された要求 *derived demand* である。これに対し、ひとたび工業化が開始されると、精神的、技術的、制度的、社会的、政治的、経済的の何れの面においてもそれ自らの至上命令 *imperatives* をもつものとなる。いわば工業化自体が本来的にもつこの両面が織りなす諸矛盾と複雑性とが社会に無限の問題状況を呈してゆくのである。このようにして、「われわれが過去及び現在の歴史においてみるところは、もろもろの社会において工業化がいかにして自らの至上命令を貫いてきたかということであって、その場合、常に、旧い方法と新しい要求との間の相剋と順応とが種々の程度において繰り返

えられているのを知るのである。」⁽¹⁵⁾ いわば工業化は一つの途を直線的にしかも平たんに前進するものでないということがある。

したがって多くの論者がいうように、低開発国の経済開発に技術革新の導入が必要であることはいうまでもないが、それが長らく停滞してきた伝統的社会に新しい動的趨勢を生み出し、一連の積極的な変革をもたらす要因として作用する限り、それは総合的でしかもバランスのとれた「社会開発」の視角の有機的諸関連でうけとめられなければならないのである。すなわちこの場合何よりも、革新技術の運営に当たる人間の資源開発がともなわなければならない。今日低開発国は人口激増の結果、現在から近い将来にかけて、生産年齢人口は激増するものとみなければならないが、その場合、教育、保険、労働福祉、社会保障などの社会開発の進展が伴わないかぎり、失業や潜在失業が増大し、経済開発近代化への途を妨げるものとなることは必定であるといわなければならない。⁽¹⁶⁾

しかしこのような「社会開発」問題がいわゆる低開発国のみに限定されるものでないことはもはや論じるまでもない。社会体制の別を問わず、いまや世界的な動向であるといつても過言ではない。⁽¹⁷⁾（もとより目的に対するその手段選択において、また手段の効果、評価基準にそれぞれ差異をみるが）。しかし先進国の場合、経済開発がともなう弊害、たとえば所得分布の階層的、地域的格差の拡大、公害等々を社会開発によって防止するという努力（その努力が事前的であれ、事後的であれ。およそわが国の場合、事後的である典型といえる）が傾けられているのである。

かつてR・M・ソロー（R. M. Solow）が経済の成長過程における技術進歩の大きさの量的評価を測定した如く、⁽¹⁸⁾ 経済成長は技術革新に負うところが極めて大きいといわなければならない。それにしてもJ・A・シユムペーターが指摘する如く、技術的発明と技術的革新とは区別して考なえなければならない。⁽¹⁹⁾ しかしシユムペーターの場合

には、条件と考えられていた技術的発明に関して最近では積極的な分析が必要にさえなっている。すなわちいうところの「研究開発」の問題がそれである。まさに科学技術の発展がより意図的に、しかもまた計画的に行なわれるようにさえなっているのである。こうした現状からすれば「経済開発」に対応する「社会開発」問題はいまや世界の重大問題の一つとして、しかも只単に「経済開発」に対する「社会政策」や「社会保障」の範囲を越えた問題として理解されなくてはならないのである。

(1) 昭和三十九年のIMF年次総会(東京)に來日したクリシユナマチャリ・インド蔵相の低開発国への「資金援助」と題する講演原稿より。(『日本経済新聞』三十九年九月十日掲載)。

(2) W. W. Rostow, "The Stages of Economic Growth," 1960 (木村・久保・村上共訳『経済成長の諸段階』昭和三十八年 四十九頁より)。

(3) ここでは、W・W・ロストウの用語にしたがっている。周知の如く、彼の場合、工業化段階以前の社会、乃至テイク・オフ以前の社会すべてをこの「伝統的社会」(the traditional society)の範疇でとらえる。このような取扱いに対して、わが国においてもすでに相当論議をかもし出してきた。 (日本文化フォーラム編『ロストウ理論と日本経済の近代化』春秋社刊一九六二年四月) 歴史家であるC・グッドリッチの批判は猶烈である。(Carter Goodrich, *Economic History: One Field or Two*, *Journal of Economic History*, xx, 4, p. 536) 彼の成長段階論についてわが国においてすでに諸家がそれぞれの立場で吟味を加えているが、最近では末永隆甫「成長段階論と唯物史観」(『思想』の三十九年十一月号)がしんらつである。

(4) 矢口孝次郎「工業化と近代化―W・W・ロストウ・工業化と経済成長について―」(『関西大学経済論集』第十四巻第四号所収)。

(5) 矢口孝次郎 前掲論文 四十九頁。

(6) 矢口孝次郎 前掲論文 五十三頁。

(7) カッコ()の中の表現は矢口教授のまとめを浜崎が再編成した表現である。

(8) ロストウのこの論文は三部から成っており、第一部において、工業化の行われえなかつた段階の社会を取扱っており、それらを traditional society ないし pre-industrial revolution societies と称して一七〇〇年以前の時期に当るものと考へている。(矢口前掲論文四十九頁)。

(9) 矢口孝次郎 前掲論文 五十六頁。

(10) ロストウがいう消極的事実という表現について矢口教授は次のようにいわれる。例えば伝統的社会の解体期に、すでに空位となり或いは弱体化した従来の権力に代って、政治力野心を有する人々や団体が新たにその座につき権力を握ろうとする闘争にみられるように、現象としては近代化とは無関係であり、或いは隔絶している事実を指しているのであって、その意味において negative と称しているのであると。(前掲論文五八頁)。

(11) 矢口孝次郎 前掲論文 五十九―六十一頁。

(12) 註(3)を参照。

(13) 矢口孝次郎 前掲論文 四十九頁。

(14) 矢口孝次郎 前掲論文 四十九頁。

(15) 矢口孝次郎 前掲論文 六十五頁。

(16) 国連刊行物 "Economic Bulletin for Asia and the Far East," Vol. XIV, No. 2 September, 1963, p. 4

(17) 通産省官房調査課『各国の地域計画』(経済分析第十九号昭和三十一年)、鹿島守之助『南部イタリー開発第一次五年計画の成果』(昭和三十三年)、村田喜代治『イギリスの地域開発について―政策の歩みと新しい課題』(『経済学論叢』第五巻、第五号三十九年九月)等を参照。

(18) R. M. Solow, "Technical Change and the Aggregate Production Function," *Review of Economics and Statistics* Aug. 1957 ソローはこの論文において、一九〇九年から一九四九年にいたる四〇年間で、アメリカにおける非農業部門の労働時間当たり、生産上は約九〇%が技術変化によるものであって、残り一〇%が資本増加にもとづくとしたのである。わが国は三十九年『中期経済計画』案を策定するにあたって、政策小委員会の科学技術グループがソローと同じ方法により、昭和二十八年から三十七年の十年間でわが国における製造業の労働生産上昇を算定した。その結果によると、約七十%が技術進歩により、残りの三十%が資本増加によるものとなっている。

(19) J. A. Schumpeter, "Theorie der Wirtschaftlichen Entwicklung," 1912 中山伊知郎、東畑精一共訳『経済発展の理論』一六五～一六七頁。

(20) 昭和三十九年、科学技術庁から刊行された『科学技術白書』にしたがって研究費支出の国際比較を見れば次表の如くである。

| 年 | (単 位) | アメリカ (1961) | 西 独 (1962) | 日 本 (1962) |
|--------------------------|----------|----------------|---------------|---------------|
| 研 究 費 | (10 億 円) | 5,300 | 490 | 290 |
| 研 究 費/国 民 所 得 | (%) | 2.3 | 2.0 | 1.8 |
| 1957～61年の5年間の(10億円)研究費累積 | | 22,700 | 1,600 | 800 |

このようにいわゆる「研究開発」費が尨大な数字(特にアメリカ)をしめしているということには、つぎのような二つのことが理由として考えられるのではなからうか。(一)つには、経済開発に対応する社会開発(生産力の急速度の発展に寄与する技術進歩の要因は——これは資本および労働の増加によつては説明できない——雑多な異質的な要因であつて、もはや社会開発的範疇であるということ)が国家の運営からもまた企業資本がより合理性を以利潤原理を發揮してゆく上にもキメ手になってきたという反省。(二)つには技術革新の急速度の展開が老年化しており、しかし表にみられるいわゆる先進国は比較的安定した人口増加をしめしている。そこでいわば技術革新の老年化と、安定した人口増加が相まって人間能力の向上をますます要請するに至っているところに一つの理由があると考えられるのではなからうか。そのような二つの理由が考えられるとするならば、今後、日本においても、この項目の支出額が当然大きな数字をしめしてゆく(ある意味では当然のこととして)ものと考えられる。

五 「地域開発」論への視角

前章まで、「社会開発」が今日、時代のいかなる問題状況に対応して現れているか。そうしてその分析視角をどこにおくべきかといったような問題を中心に論議を展開してきた。しかしちやうど低開発国の開発のための計画がひとつの原因にもとめられることができないように、わが国の「社会開発」を問題とする場合にも、その原因や開発の必要条件がそれなりに、独自の性格をもっているといわなければならないのである。(問題の顕現の仕方、過程に独自の性格をみることができ、これらを分析するに当ってはなんらかの理論的枠組のもとでとらえてゆかなければならない)

ところで困連が実際の「社会開発計画」の内容として掲げたものは、⁽¹⁾広・狭の二義に解することのできる「地域開発」計画に基本的にはかかわる項目である⁽²⁾ということができ、ここで広・狭の二義に解するということは、いささか説明をしておく必要があろう。

そもそも「地域」とは何か。この問題から入ってゆこう。「地域」とは、本来、地理学的な概念であり、しかも現代の地理学がその主たる対象として追究しているところである。⁽³⁾ところで「地理学的な地域」とは、たんなる空間的な広がりではない。大小の地域はそれぞれの意味で内容を持ち、その地域を貫く個性すなわち地域性をもっている。この地域性に強弱はあっても、それは各地域の自然的な基盤に根ざすもので、その地域の成立後の歴史的な経緯によって培われる。⁽⁴⁾(傍点は浜崎)のである。それ故に、「地域」は時間と空間の両方の次元を含み、諸力の動態的相互作用の結実の過程にその「地域」の個性を生んでゆくのである。W・アイザード(Walter Isard)

が積極的に定立してきている「地域科学」(Regional Science)の対象もまさにそこにあるということができよう。それにしてもいうところの諸力とは、もとより人口・文化・技術・物質的資源・制度・政治・経済・社会といったような様々な要因をさす。しかしそれらの諸力の動態的運動過程を科学的に認識するためにはなんらかの操作がなされなければならない。いま経済的側面から、経済市場の外にある経済社会の要因、いわば外部経済要因といわれるべきものを(イ)経済市場の経済的基盤要因と、(ロ)社会的基盤要因(計量的把握が可能かどうかは問わないとして)とに分けて理解することにする。この分類方式でもってすれば、国連のいう「社会開発」の内容的諸項目(註の(1)を参照)は、まさにすべて経済市場の社会的基盤要因であるといえることができる。しかも、資本の論理に對抗する労働の論理要因(すなわち国民生活の安定と向上の要求に答える)であるといわなければならない。このようにみてくると、いわゆる「地域」において(広・狭義のそれは別として)なぜこの労働の論理要因が世界的問題として論議の対象となったのかということである。この点については、すでに前節までで一般的な考察を試みてきた。ここでは専ら「地域開発」問題との関連で吟味してみよう。

前節でロストウの主張する工業化の三段階を紹介したのであるが、その第二段階は、いわば中心問題が国際的なものから国内的なものに移り、独立後の社会において伝統的要素と近代的要素とのいずれが優位を占むべきかという問題をめぐって展開する段階であったはずである。この段階をさきの分類方式でもって別の表現をすれば、社会基盤的要因と経済市場要因との相剋過程のそれであるということができる。しかも後者の要因は、世界的、国際的性格を帯び、ともすれば新たな支配、被支配の系列をもったNew Colonialismの顔を内包している要因であるといえよう。このようにいうことが可能であるとするならば、今日のほとんどの低開発国はまさしく国際的資

本と国民的資本との対立抗争過程を基礎条件としながらも民族的・国民的要求としての工業化ないしは近代化へ指向する第一段階あるいは第二段階（ある意味では前述の抗争関係が現実を展開しているという国々も存在するところから兩段階にまたがっているとしても表現すべきか）過程にあるということが出来る。国連が一九六〇年代を Development Decade と名付け経済の自立開発と均衡のとれた「社会開発」のために総力を結集することを参加国およびその国民に対し訴えた一つの理由もここにあるとみるべきであろう。このことからはや明らかになったように低国発諸国群の開発をここで広義の「地域開発」と呼んだのである。開発地域は開発目的に応じて設立されるべきものである。したがって、その範囲や境界は開発計画の性格や内容に応じて、動態的に考えられるべきものではないか。ところで狭義の「地域開発」という場合、一国内での「地域社会」のそれをさしていることはもはや論じるまでもない。しかし問題はこの「地域」をロストウ的表現での工業化段階論から規定すれば、しかもとくに現実のわが国が直面している「地域開発」問題に對置してみた場合、理論的にして、しかも動態的分析視角からはどのように把握し、理解しなければならぬであろうか。

ところでわが国においては、戦前から地域計画の単位として考えられているものに、国土全体を単位とする国土計画から、地方計画、都市計画、農山漁村計画という段階構成があつたが、現在および将来にわたっては、経済社会の構成の急激な変化進展、とくに交通、通信その他の伝達手段の飛躍的発達普及によつて、その各計画単位は質的にも量的にも大いに変化し錯綜してきた。わが国の地域単位は、封建社会の名残りを引きつぎ、府県や市町村という行政区域がどちらかといえば閉ざされた地域単位をもととしていたといえる。また戦時中に考えられた地域の自給自足主義は、戦争末期の軍管区の構成にあらわれたような軍事的色彩の強い、中央集権的なもの

であった。

ところが最近の社会の進展は、わが国全体が世界に対して開いた態勢に移向しているように、国内の各地域を開いた態勢に再編成する必要が強くなってきているといえるのである。⁽⁶⁾ いま一つの大きな変化は世界的にもいえることであるがいわゆる「都市化」の進展である。今日いうところの「都市化」ないしは「都市近代化」の定説は「いまだ存しない」といってよい。⁽⁷⁾ しかしここで考えておかなければならない点は、実はその概念内容が各国、各社会の発展段階に対応して、その意味内容も異なるのは当然ということである。わが国については、第一次産業の構造変化、第二次、第三次産業の急速な発展による各地域内および地域間の変転にあるということができえよう。とくに過渡的復興期が一応終了したと思われる昭和三十年以後の高度のわが国の経済成長は必然的に「都市近代化」の要請をもっていたとみるべきではなからうか。たとえば三十九年度『経済白書』が指摘した如く、⁽⁸⁾ 昭和三十年以降の賃金労働者の所得を実質所得でとらえてみると年平均約四%の増加をしめしていることになる。さて所得の上昇とともに消費の指向が変化することは生活の論理である。そのことは結果的には、われわれの生活における価値体系に逐次変化をもたらすことを意味するともいえる。社会の価値体系が変化をうける時、そこには新たなものに対する需要が発生し、社会のメカニズムに新たな構成がなされる必要を生むのである。このことが都市の近代化を要請する大きな力となっているのである。

また大資本に対抗する資本の集積化も看過できない都市化要請の一つであろう。すなわち、資本集積化はたとえば商店街における共同化、住宅地の大規模開発、工業企業団地の造成等々にみられる如く、これがわが国の今日の都市開発の大きなエネルギーとなつてもいるのである。このように、わが国における「都市化」問題は、技

術の革新、流通機構の改変、住宅意識の向上等を通じて地域格差、公害発生等の事象の顕在化と相まって、よりその問題の重要性をたかめてきているのである。こうした一連の動態的諸原因をふまえて、つぎのような見解をこの際試みにのべておく必要がある。すなわちわが国の「地域開発」の基本的性格は、いわゆる地域計画の単位のとり方も、おのずから敗戦直後の国土保全やエネルギーを主とした水系別の開発や後進開発地域の開発に重点をおいたものから、都市を中心とする圏域構成を重視した国土全般の再編成に向ってきているといえることができるのではないか。

さて、このように整理してみれば、わが国の今日の「地域開発」の要請の性格もますます明白になってゆくであろう。すなわち、わが国の経済が驚異的な成長を遂げてきた過程はロストウ的工業化段階説からすれば、第三段階しかも、もはやその高度な過程であったし、現実的にもその過程にあるといえることができる。またある意味では「先進国への道」を歩んでいるということもできよう。しかしわが国の高度成長が大「資本」の論理の至上命令としてのみ展開し、換言すれば「経済成長率は高ければ高いほどよい」という論理で（その現実的過程において工業化ないしは近代化が精神、技術的制度的、社会的、政治的、経済的いずれの面にも、それ自らの imperative を發揮してきたが、結果的には要素間に大きなギャップを生じ）おしすすめられた点に問題がひそんでいるのである。別の表現でいうならば、高度成長の結果、いわゆる後進地域と先進地域との間の経済格差を大きくすれば、むしろこの地域格差を縮小するような適度の成長率は何か、⁽⁹⁾といった全国的な分析思考の外に成長政策の論拠があったといわなければならない。極論かもしれないが、地域住民の福祉の問題は、「資本」が転々する過程で生じるであろうし、また命令するであろうことにおいて生じる二義的要因と考えられていたともいえる。

もとより一九六三年八月十七日の人口問題審議会が提出した意見書にもられた基本的理念を意識的に看過しようとは思わない。また一九六三年九月二十六日に、内閣総理大臣に答申した地域経済問題調査会は、「今日の地域開発の理念は非貨幣的福祉を含む地域住民の福祉を向上させることでなければならない。経済規模が一段と拡大した現段階においては、すでにそのための経済余力が増大しつつあり、今後、より一、その成長をとげるために、このような福祉の向上が要請されるのである」(傍点は浜崎)とさへ述べているのである。こうした一連のいわば「理念史」「精神史」は具体的には一九六三年の新産業都市建設促進法になって結実し、一九六四年一月三十日、三月三日、そして四月四日と三回にもわたる新産業都市区域の指定となって現実化をみてきているのである。

しかしここでさきに紹介した「理念史」の一翼をになう『答申』の傍点を付した箇所の後半は吟味するに値する。なぜならば地域住民の福祉に対する（地域開発自体の）政策姿勢が極めて明白に表現されているからである。すなわち経済規模が拡大した現段階(A)、経済余力が増大しつつあり(B)、より一、その成長をとげるために(C)、地域住民の福祉(D)というシエーマである。(A)は前提、(B)は手段、(C)は経済目的、(D)地域住民目的という系列であるが、実は、ここでは、(C)の経済目的が終局目的となっており、(D)は手段効果Ⅱ媒介目的となっているという点である。ここに私は政府のいう今日の地域開発路線をみいだすのである。いわば政府の意図する工業整備特別地域を含めた新産都市路線も、またメガロポリス（大都市を含んだ都市連帯地帯）路線も、そしてまた圏域都市路線もいってみればたしかに地域開発の大きな路線であるにちがいない。しかもそれらがナショナル・レベルの開発をもくろんだものであることも肯ける。しかし、現実には前述したような論理のさかだちがすでに強力に発揮してい

るのである。すなわちその地域の市町村の体制が全然無視され、次元のちがった路線を伝統的な体制の中に無理に押しつけているところに（すなわち広い意味でのDの要素）その如実な現れがあるといわなければならない。そのことは、企業の地方自治権の侵害問題⁽¹²⁾、地方自治体の財政悪化の問題⁽¹³⁾、ならびに公害問題に最もよくあらわれている。また宮崎県における新産業都市「日向、延岡地区」にみられるように、土地造成のため先行投資財源を起債に求めながらも（償還はすでにはじまっている）工場誘致すら絶望的とみられ、新産都市指定自体が今では地域の大きな「あい路」になっているところさえできてきているのである。もとよりそこにはそれなりに様々の理由がひそんでいよう。そもそも新産都市指定をうけんとした自治体側の主体的条件にも問題があったであろう⁽¹⁵⁾。しかし最も大きな原因は、政府の地域開発政策（前述したシネーマ、すなわち(c)と(d)との目的評価系列を想起）とわが国の企業「資本」が本来的に機能する態様との関連に求められるのではなからうか。すなわち所得倍増計画は結果的に太平洋沿いの既成工業地帯に投資を集中させ、すでに他の地域との格差をひろげる方向に進んできたのである⁽¹⁶⁾。投資効率ばかり考えて、既成工業地帯を先行させた政策。「資本」も当然のこととして要請した。しかしたとえ工場誘致に成功したとしても、註(13)で紹介した水島工業地区の倉敷市の場合のように、結果的には自治体財政を圧迫する途をたどり、ひいては住民生活基盤向け投資の増額すらできないという累積的悪循環の途を歩まなければならぬ破目に陥って地域住民への「福祉行政不在」を招来するところまで出現しているのである。私は昨年一カ月という短期間ではあったが東北地方の「地域開発」の現状と問題点を調査する機会を得た⁽¹⁷⁾。そこにも前述したような問題状況が、東北なるが故に存す地域的自然環境を背景にして、深刻な傷跡をみせていたのである。

(1) ここではその内容を大まかな項目のみ挙げておく。

(一)保健計画、(二)栄養計画、(三)住宅と環境整備計画、(四)消費者支援計画、(五)教育計画、(六)労働計画、(七)社会保障計画、(八)社会的保護とリハビリテーション計画(九)農村計画 (十)難民の保護と支援、これらの項目の詳細にわたった内容については国連の刊行の次のリポートを参照。(1) *International Survey of Programmes of social Development, 1955* (2) *Report on the World Social Situation, with special reference to the problem of balanced social and economic development, 1961* (厚生省大臣官房企画室訳『国際連合経済社会局編 世界の経済開発と社会開発』一九六四年)。

(2) *Economic Bulletin for Asia and the Far East, Vol. XIV, No. 2, September, 1963*

(3) *Walter Isard, Location and Space-Economy, A General Theory Relating to Industrial Location, Market Areas, Land Use, Trade, and Urban Structure, The M. I. T. Press Cambridge, Massachusetts, 1956* (木内信蔵監訳『立地と空間経済—工業立地、市場地域、土地利用、貿易および都市構造に関する一般理論』朝倉書店 昭和三十九年六月)。

(4) 能 登志雄「開発地域と開発計画」『東北開発研究』第三卷、第三号、所収五頁参照。

(5) 註(3)を参照。

(6) 東海道新幹線の開通は東京と大阪を結ぶ太平洋ベルト地帯を形成する役割を果たした。このことは京浜工業地域と近畿圏工業地域とをより開いた態勢に再編成してゆくことになる。しかしこの陰に裏日本、東北地方、九州南部といった地域の開発が遅れるという事実はないであろうか。

(7) 石原舜介「都市開発」『都市問題』第五十六巻第一号所収昭和四十年一月号東京市政調査会)が参考になる論文である。

(8) 経済企画庁編『昭和三十九年度版経済白書—開放体制下の日本経済』(三十九年七月九日)三三三頁。

(9) およそ各地域間の経済成長率の格差と国民経済全体の成長率との間にはどんな関係が存在するか、といった問題はきわめて現実的な問題であると同時に、経済成長理論の今日的課題であるといわなければならない。この問題は、裏がえせば地域格差が大きくなったとき、はたして国民経済全体の成長率は大になるか、それとも小になるかという問題であるわけだ。

仮設として次のことを付記しておこう。

成長率の標準偏差が変化しても、その平均値や相関係数には影響を与えないものと仮定すれば、成長率の標準偏差が大きくなり、したがって成長率の格差が開いたとき、はたして全国平均成長率が大きくなるか、小さくなるかは、相関係数

がプラスかマイナスに依存する。

基準年の地域所得と成長率との相関係数が、プラスのときは成長率の地域格差が大きく、なれば全国成長率を増大させ、相関係数がマイナスのときは成長率の地域格差が大きくなれば全国成長率を減少させることになる。

(10) 本文三十六頁参照。

(11) 経済企画庁地域経済問題調査会編『地域経済問題と対策』

(12) 典型的な事例としては、昭和三十三年ごろから三十六年にかけて新潟県青海町でおこった自治権侵害問題である。この町は石灰石産地であるが、この町に既に工場立地する電気化学との間に惹起した問題であつてこの町に明星セメントを誘致するか否かをめぐつて電化の意向が町当局や町議会に浸透し、住民は電化派と明星派に分れ争いを生じた。人権擁護局が調査に乗り出すほどの暗斗がくりひろげられたのである。この事例は氷山の一角であつて、資源立地企業の進出地とその自治体との間にはしばしばみられる問題である。

(13) 水利工業地帯の一環を形成する倉敷市の場合が典型的な事例といえよう。同市の場合・工業基盤の造成と進出企業への奨励金交付の負担増加から市財政が極度に悪化し、このため市は進出企業の資金五億円を六年間銀行に預託してもらい、この見返りに合計二十億円を借り入れて普通会計に投入し、財政収支のつじつまを合わせている状態といわれる。この種の悩みは多かれ少なかれ、すべての自治体にとって共通のものである。

坂本吉弘氏の「産業立地行政の今後の方向」(『自治研究』第四十卷第十二号収録)という論文は、現在の工業立地がどのような背景の下にどのような姿で進んでいるか、そして産業政策における立地政策の現在の課題と問題点を考察するのに好個の文献である。

(14) 宮崎県の三十九年度予算は三百億円を越える数字をしめしながら、予算の七十六・一%が国庫依存で残りの二七・九%がいわゆる自主財源である。このような貧困財政を背景にしながらも昭和二十七年から四十二億円もかけて一六七ヘクタールの臨海工業用地を網島を中心につくつた。これを武器として三十八年「日向・延岡地区」の新産業都市が誕生したのである。

(15) ともすれば自治体当局が工場誘致の効果を考える発想法は、固定資産税や収入のほか、県や市全体の生産力が上がり、このことから県民や市民も豊かになるという直線的なものとなる。しかし、この発想法にはしばしば地域の個性の要素

が（地場産業の育成といったような問題が）育成・開発外におかれがちになるのである。当局が望む大規模な重化学工業になればなるほど、その製品はほとんど県外へもちさられ、その収益も本社所在地に吸収されるという現実、また重化学工業はオートメーション化されている。したがって地元で雇ってくれる労働力や育ててくれる下請けは少ないという諸点を考慮に入れておらなければならない。

- (16) 既存の四大工業地帯における工業生産額は、全国工業生産額に対して昭和十五年には六十六・五％、二十二年には四十九・五％に低下しているが、産業が立直るにつれて、再びその割合は高まり、三十年には五十五・一％になり、さらに三十六年には地方分散をとえながら、五十八・七％とむしろ集中化の方向があらわれている。（大阪府立商工経済研究所『近畿各府県における工業立地条件調査』三五八号三十九年五月）。
- (17) 立命館大学人文科学研究所の総合研究として試みられたものである。

六一 一応の帰結

さて、この小論でとりあげた課題は三点あった。すなわち第一点は、いわゆる「社会開発」それ自体が独自の価値と必要性をもつものであるという認識の根拠と、その認識の意義の解明。第二点は、その認識をわが国に照射してみた場合、どのように個性的なものとして顕現しているか。しかも今日いうところの「地域開発」とは論理的にいかに関結びつくのか。第三点は、政府当局ならびに現実の資本が要請した「地域開発」の方式とその現実化の態様をふまえた上で、真に「住民の福祉」を願う「地域開発」はいかなる論理的基盤に立脚しなければならないか。その意味での「開発理論」の模索はどのような視点であるべきか。要約していえば以上のようなものであった。もとよりこうした大きな諸問題に対して、ここで十分な検討をなしたとはいえない。まったくこれらの課題に接近してゆくためのプロローグにすぎなかった。しかしアプローチする過程で一応たどりついた帰結をつぎの

ように整理し結びとしよう。

(I) 「社会開発」はたしかに今日の世界的なヴィジョンである。いやヴィジョンの段階を越えて、その科学的・現実的処法はどのようであるべきかが問われている世界的問題といえよう。しかしこうした現実において、手段的に二様の「社会開発」化が考えられ試みられているのではなからうか。一つのそれを低開発国型と呼ぼう。いま一つのそれを先進国型と名づけよう。前者のそれが問題意識としては誘導されたものであれ、いわば低水準ながらも「経済開発」と均衡のとれた姿での民族的・国民的要請につながる可能性を潜在しているといふことはできよう。とすれば、そこにおいて、経済分析が現実的であろうとするならば、既存の伝統的理論の諸道具を再構成することを要求する社会理論の装置が基本的に必要とならう。ところで、その社会理論が社会のすべてのかかりある要因をとり扱わねばならない理論とするならば、それら要因を「きれいなエコノメトリック模型にはめ込むことができるか」と問わねばなるまい。⁽¹⁾だがその問いを直ちに肯定することはたしかに幻想にすぎないし、「それらのものとの間の関連ある変数や関連ある関係はあまりにも多数であって、そのような英雄的な単純化はゆるさない」⁽²⁾ことでもあらう。さりとてそれは特殊の問題がこのようなやり方で都合よくとり扱えないことを意味するものではなからう。

(II) このことは現実のいま一つの「社会開発」の態様、すなわち先進国型のそれにつながる問題でもある。そこで第二の課題に関連させながら、(わが国の場合に限定して、しかしそのように限定するとしても、はたしてわが国の場合、先進国型のカテゴリーでとらえることが妥当かどうか論議を要するところだが)整理を試みてみよう。

ところで今日、わが国において地域格差分析をめぐって経済的理論研究がさかんになってきた。そのこと自体

は望ましいことであり、なんら否定すべきことではない。しかし何故盛かになってきたかというその論拠をさぐってみれば、確かに平面的には「最近における経済成長が各地域の経済的アンバランスを生み出したということの自覚によるもの⁽³⁾」ということはできよう。しかし、では地域間の経済的アンバランス、もしくは格差はどうして発生するのか、と一歩ふみこんで追究してゆけばただ単に、「要素の移動性の相違ということである⁽⁴⁾」として説明がつくものでもない。なぜならそれ自体が新たな問いを内生してゆくからである。

今日いうところの地域格差問題は、もつと根の深い原因なり仕組なりに理論的焦点をおいて立体的に把握すべきではなからうか。いわば、わが国の地域開発の要請自体が根深い論理構造のカマエをもっており、その構造が必然的に「社会開発」を要求しているとみるべきではなからうか。約言していえば、増増計画に裏うちされたわが国の経済は成長一途にすべてを集約化してきたのである。——そのためには低開発地域経済・社会をいきおい植民地型にしておかなければならない。この成長論理は資本の要求としての「地域開発」・「社会開発」という姿勢をとってあらわれる（社会投資をふやす前に、企業中心の公共投資をなす政府の態度にもこのことが端的に現れる）。ここにおいておのずからいわゆる社会基盤要因がいびつな様相を呈さざるを得ないのである。換言すれば基本的には効率（資本）の論理が必要（人間福祉）の論理に常に先行しているのである。しかし、経済の基調に、効率化におきかえてもよい）内生的変化を生じてくるや、効率の論理は指向方向を反省的に必要の論理に向けざるをえない（その指向が必然的に有利であるが故に）。したがってこの段階では「経済理論」と「社会理論」との統一化、あるいは融合化という名目で「全体」（地域社会の利益）、「個」の機能をカムフラージした）が叫ばれてくる（本稿の冒頭で引用した政府当局の言を想起して欲しい）。しかしこうした性格を基底としてくりだされる「地域開発」・「社会開発」論

が真に住民福祉の向上につながるものでないことはいうまでもない。なぜならば「全体」(地域社会の利益)という仮面をかぶりながら、資本のために資本によって行われることを肯定する論理を容認することになるからである。

(III) 「地域開発」は、単に自治体や営利企業だけの問題にとどまるものではない。地域住民の福祉向上をねらいとする国民経済全体の問題である。したがってたとえある地域に拠点開発構想を設定し、それを推進するに当たって、A. O. ハーシュマン (A. O. Hirschman) のいうような leading sector (工場誘致と引きかえてもよい) を導入し、それによる forward linkage と backward linkage の二つの作用局面を問題にしても、⁽⁵⁾ その地域の利害と国民経済全体との利害をいかに調整するかという高い次元での統合の問題が常に重要にならざるをえないのである。

ところで論者は、「社会開発」を行うにも高度成長が不可欠の条件だと主張する。すなわち住民の福祉水準を高めたり、地域格差を是正したりするためには、国民経済全体にある程度の経済余剰が生み出され、また確保されるのが前提条件だとする。私自身この考え、この姿勢を原則的に否定するものではない。しかしただこの論法のもつ現実的的局面には、常に二つの側面が矛盾した関係で厳然と生じてゆくことを看過してはならない。すなわち一つには、住民・国民に対しては消極的な希望をつながせつつ、資本の利潤原理を貫徹させる資本蓄積の側面。いま一つにはその貫徹過程において、結果的には社会のアンバランスをぬきさしならぬほどのものになさしめてゆく側面である。実はこれらの両側面が本来的には切断されておらなければ高度成長は論理的には不可能なのである。なぜならば両者は常に背反関係にあり、両者の積極的共棲は論理矛盾であるからである。

しかしここで注目しておかなければならない点は、前者の側面は、その貫徹過程において、資本の機能化の事実として後者の側面に（すなわち社会的基盤要因のそれに）対して、消極的であれ、（ロストウ流に言えば工業化を推進する企業資本は至上命令として）諸要因の改変を（価値観、教育体系等々の）を迫ってくるという点である。しかしひとたび前者の側面にクラックが露呈すると（実はその時には後者の側面は耐えがたいほどものになっている）自己本来の法則をより積極的にしかも露骨に打ち出しながら、⁽⁶⁾後者の側面との相関性を着目してくるのである。それは資本の機能化の要求的指向と称することにする。

このように右の命題を分析してくれば、「地域格差」の是正や「社会開発」を行う不可欠の前提条件という経済余剰も結果的には資本のための資本による条件に合致する場合にのみ活路をみいだしてゆくおそれがなきにしもあらずといわなければならないであろう。⁽⁷⁾

- (1) Gunnar Myrdal, *Economic Theory and Under-Developed Regions*, 1957. p. 101 邦訳書、一二三頁。
- (2) Gunnar Myrdal, *Ibid.*, p. 101 邦訳書、一二三頁。
- (3) 酒井正三郎「地域開発の理論」（日本経済政策学会編『地域開発の経済政策』——日本経済政策学会年報Ⅻ収録論文一九六四年一頁勁草書店）。
- (4) 酒井正三郎 前掲論文 一頁。
教授は続けてつぎのように述べている。「最近の技術進歩は、自然資源の移動性を促進しているが、要するに、資本の移動性が労働の移動性を上廻るところに、したがって逆流効果の増大と波及効果の減少を伴うところに生ずるのではないかと思える」と。
- (5) Albert O. Hirschman: *The Strategy of Economic Development*, 1958 小島清監修・麻田四郎訳『経済発展の戦略』
巖松堂、ハーシマンの見解についてはかつて拙稿「発展戦略の再検討——低開発国の発展拠点の問題」（『立命館経済

学』収録 第十三卷第一・二号昭和三十九年六月)で検討を試みた。本文に関連しては、この拙稿六四頁以下の参照を乞う。

(6) 昭和四十年一月九日・関西経済同友会が四十年経済に対する見解を発表した中に、次の一項目が積極的のうち出されたことを想起しなければならない。すなわち、「四十年経済の運営の基本的態度は量的成長中心から質的充実に転換すべきで、このため経営者、政府、勤労者、消費者が結集せねばならない。経営者は収益第一主義に徹し企業体質の改善を進め、合理的経営を進めるべきで、このため労使関係の正常化、公正なルールでの競争、産業公害などに努力すべきだ」(『日経』一月十日より傍点は浜崎)ここにかつて叫ばれた「企業」の「社会性」という仮面が見事にとりのぞかれている点を注目すべきである。

(7) たとえばその一例を、われわれはみのがさないのである。すなわち昭和四十年度から建設に着手する予定の東北・中国・九州・北陸中央(富士吉田―小牧間)五国土従貫自動車道路整備に当って、それぞれいずれの地域からか(後進地域からか先進地域からか)工事に着手するかで建設省(大臣||宮崎県出身)と大蔵省・日本道路公団と対立した見解にたっている。その争点はいうまでもなく「経済効果か地域格差の是正か」ということにある。